

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成23年6月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

豊島廃棄物等処理事業 汚染土壌の水洗浄処理業務（単価契約） 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成25年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は、汚染土壌1トン当たりの処理単価を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、香川県総務部総務事務集中課に「競争入札参加資格審査申請書」を提出して、平成23年6月23日までにA級格付けの可否の審査を受けること。

郵便番号 760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号 087-832-3642

- (3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第25号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

- (6) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく汚染土壌処理業の許可を受けた者で、当該許可証に記載された施設で汚染土壌の水洗浄処理が実施できること。
- (7) 本公告に示した委託業務について、適切かつ確実に履行することができることを証明した者であること。

3 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、2の(6)に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成23年6月23日午後5時までに、2の(7)及び仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成23年7月8日午後5時までに4の(1)の場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、本公告に示した委託業務を適切かつ確実に履行することができる者と認められた者に限り入札参加の対象とする。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県環境森林部廃棄物対策課資源化・処理事業推進室処理事業推進グループ

電話番号087-832-3228 F A X 087-831-1273

ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合にあつては、(3)に記載した日時及び場所による。

(2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限る。（郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成23年7月20日午後5時までとする。）

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年7月21日午後2時 高松市番町4丁目1番10号 香川県庁北館3階入札室

(4) 入札説明書等を交付する日時

平成23年6月10日から同月20日まで（日曜日、土曜日を除く午前9時から午後5時までの間）

(5) 入札説明書等を交付する場所 (1)に示した場所

5 契約の内容に関する質問の受付等

契約の内容に関する質問がある場合は、平成23年6月24日午後5時までに4の(1)に示した場所に対し文書で行うこと。（文書はF A Xも可とする。）

回答は、平成23年6月28日から同月30日までの間（午前9時から午後5時までの間）4の(1)に示した場所で閲覧に供するとともに、入札参加資格の確認を受けた者に対してF A Xにより通知する。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつ

た者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

(4) 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(5) 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。

(6) 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵送又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

(7) 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

(8) 指名停止等措置

落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる。

(9) 契約書作成の要否 要

(10) その他 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Environmental Remediation

Project at Teshima Site: Treatment of Polluted Soil on Teshima using water 1 set

(2) Tender deadline is 2:00 p.m. July 21, 2011. (Tenders submitted by mail must be received by 5:00 p.m. July 20, 2011.)

(3) Contact point for the notice: Remediation Project Promotion Group, Recycling

Project Promotion Office, Waste Management Division, Environment and Forestry

Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10 Bancho, Takamatsu, Kagawa 760-8570,

Japan Telephone:087-832-3228 Fax:087-831-1273

(4) We use the Japanese language and Japanese Yen in the procedures of the contract.